

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和元年6月20日(木) 午前9時00分から午前9時24分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和元年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 6番 大橋 一之 委員

議席番号 7番 山田 臣一 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	7件
議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	15件
決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	27件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・	16件
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・	1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・	3件
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	7件
	2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2件

それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。なお、議案番号7番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号7番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。

《関係委員 退席》

それでは、議案番号 7番 の説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）</p> <p>以上、議案番号7番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 7番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請 7番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案番号 1番から4番、6番と8番 について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から4番、6番と8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 1番から4番、6番と8番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請 1番から4番、6番と8番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>

会長	<p>続きまして、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 15 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの 3 人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。将来は、子ども部屋を与えてあげたいことから、自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため不動産屋を回り、条件に合う物件住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、分家住宅として建築が可能な申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしています。私たちは共働きですが、結婚して 3 年が経過し、子どもが授かった場合の人生設計を妻と両親に相談したところ、近くに住めば子どもの育児を手伝ってあげられるとの、ありがたい言葉をいただき実家の近くに、自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため不動産屋を回り、条件に合う物件住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成 2 年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いて土木工事業ならびに一般貨物自動車運送業を営んでいます。事業は順調に推移し、現在使用している土砂の置場だけでは足りなくなったため、新たな土砂置場を見つける必要に迫られています。しかし、土砂置場には大型自動車の出入りが容易で、住宅から離れている必要があり、これらの条件を満たす用地を、事業所の周辺で探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。そんな折、事業所に近い申請地を譲っていただけることとなり、今般の申請にて、事業所に近く土砂を運ぶための大型自動車の出入りも容易で、土砂を置くために必要な面積も確保できる、申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。</p> <p>(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成 2 年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いて土木工事業ならびに一般貨物自動車運送業を営んでいます。事業は順調に推移し、土砂等を運ぶための大型トラックを早急に増車する必要に迫られています。現在、いくつかの駐車場を借りて急場をしのいでおりますが、借りている駐車場の中には、住宅に囲まれている場所もあり、通行の危険性を指摘されている所もあるなど、大型トラックと従業員用の駐車場を至急確保する必要があります。しかし、車両を管理するには事業所に近く、広い場所が必要であるため、事業所の周辺の土地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。そんな折、事業所に近い申請地を譲っていただけることとなり、今般の申請にて、事業所に近く土砂を運ぶための大型自動車の出入りも容易で、駐車台数も確保できる、申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。</p>

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和48年に名古屋市で社会福祉法人を設立し、愛西市でも、障害者福祉施設を運営しています。市内にある障害福祉サービス事業所では、共同生活を行う入居者や職業訓練を行う通所者が増えたため、職員を増員して運営しておりますが、狭い駐車場を使って通所者の送迎や家族による送迎の受け入れを行うなど、大変危険な状態です。この状況を改善するには、新たに駐車場を整備する必要があり、そのため宅地や雑種地などを探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。今回、事業所に隣接した申請地を譲っていただけることとなり、今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成9年に津島市で会社を設立し、愛西市の工場を拠点に建築用鉄骨の製造加工を行っております。事業も順調に推移し、完成品や加工前の鉄骨資材の保管量も増え、大変手狭な状態です。そのうえ駐車場がないため、工場内の空きスペースに従業員及び貨物自動車を駐車場させており、完成品の運び出しや材料が入荷した時は、やむなく車を一時的に路上駐車させるなどして対応しています。この状態を改善するには、新たに駐車場及び資材置場を確保する必要があります。今回、事業所に隣接した申請地を貸していただけることとなり、今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場及び資材置場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地に住居を構えて住んでいます。家族で2台の車を保有していますが、自宅には駐車スペースが無いため、自宅から離れた月極め駐車場を借りています。土地の形状がいびつではあるものの、自宅にとっても近く、大変便利な駐車場の用地を貸していただけることとなり、今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしています。申請者は農地所有適格法人を設立し、主にレンコンを大規模に生産しています。ただ、現在の住居からは少し距離があるため、農業用機械の管理や農作物の栽培には不向きなため、妻や両親と相談し実家の近くに、自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、あきらめかけていたところ、父と祖父が所有する土地を貸していただけることとなり、今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

事務局

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成30年に愛西市で農業法人を設立し、7,000 m²を超えるレンコン畑を営農する農業法人です。現在、収穫した作物の出荷作業や事務処理作業を実家の作業場で行っておりますが、建物が古く手狭なため、非常に効率が悪く作業が長時間になる原因ともなっております。また、農業機械の一部は雨ざらしで保管するなど、問題が山積しています。今般の申請にて、父の所有する実家に隣接した土地を借り受け、農業用倉庫を建設し農作業や事務作業を効率化する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地に隣接する住居で、家族7人で暮らしています。子どもの成長に伴い家財道具も増え、将来的には子ども部屋も用意してあげたいと思っておりますが、敷地が狭いため増築もできない状況です。また、自家用車の駐車スペースがないため玄関までの通路に無理やり駐車しているため、来客時には一時的に路上駐車しないと玄関から出入りできない状況です。今回、隣接地の所有者に相談したところ、快く土地を譲っていただけることになりました。今般の申請にて、申請地を譲り受け、自宅に隣接する土地に住居を増築し、駐車場も設置する計画です。

(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和37年に名古屋市で会社を設立し、愛西市内でコンクリート製品の製造を行っております。事業も順調に推移し、慢性的に資材や完成品置場が不足しています。今のところ、製品を積み上げて保管したり、作業用通路を可能な限り狭くするなどして場所を確保しておりますが、コンクリート製品を高く積み上げると、いつ事故が起こるかわからない、大変不安な状態が続いています。このような状態を改善するには、隣接地に資材置場を増設するしか方法はなく、土地所有者に相談したところ譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。

(12番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成4年に愛西市で会社を設立し、植木の生産、販売業を営んでいます。事業も順調に推移し、植木の植栽や、撤去、庭の解体工事などの受注が増えたため、慢性的に資材の保管場所が不足して困っています。管理の都合上、事業所から離れた場所は適さないため、事業所周辺の雑種地などを探しましたが条件に合う土地は見つからず、困っていたところ、当社の社長が相続で取得した土地を貸していただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、資材置場として利用する計画です。

事務局	<p>(13番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。将来は、子ども部屋を与えてあげたいことから、自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、あきらめかけていたところ、祖母が所有する農地を使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(14番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、愛西市で看板屋を営んでいます。業績も順調に推移し、従業員が増えるに従って営業車を駐車するスペースが不足し、来客用の駐車場も確保できない状況です。このような状況を改善するため、駐車場用地を探していたところ隣接する農地を譲っていただけることとなりました。自社工場の南側には乗用車が駐車できるスペースがあるため、進入路として使用することで、従業員や来客用の駐車場を確保することができます。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場への進入路を確保する計画です。</p> <p>(15番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成16年に愛西市で特定非営利法人を設立し、平成22年からは福祉ホームや障害者の就労支援施設を展開しています。学童期から成人期までの長期にわたり支援する施設は少なく、子どもの将来を心配する親からの入所希望が絶えない状態です。この度、施設を集約し空いたスペースに施設を増設することとなりました。現在、各施設には、送迎車や職員及び利用者の駐車場が、ちらばって配置されており、施設の見学者や研修の受け入れ時には路上駐車をしている状況です。このため、施設の近くに駐車場を早急に整備する必要があり、雑種地や白地農地を探しましたが条件に合う場所は見つかりませんでした。そんな折、施設に隣接する土地の紹介を受け、相談の結果、所有者の承諾を得ることができました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、15件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 9号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請15件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から27番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第3号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から27番、全体筆数56筆、面積は73,279㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は27筆、33,954㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は10名の方々の、合計29筆、面積は39,325㎡でございます。内容につきましては、作物はイチゴ、水稻、れんこんでございます。公告年月日は2019年6月28日、契約開始年月日は2019年7月1日でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 3号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から16番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、16件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、4件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、2件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

会長

これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時24分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年6月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 6番委員 大橋一之

議事録署名者

議席番号 7番委員 山田臣一